



ジェフリー通信

すずか

2020

2月

「ジェフリーすずか通信」はホームページでもご覧になれます。 <http://www.city.suzuka.lg.jp/danjo/>

令和2年度 男女共同参画週間

キャッチフレーズ募集中 (内閣府男女共同参画局)

募集テーマについて

◎人生 100 年時代ともいわれる中、自分らしい充実した人生のためには、すべての人が性別にかかわらず、自分の意思にそって、職業生活や家庭生活、その他の社会生活をおくることが重要です。そのために、「仕事」や「家事・育児・介護」、「学び」、「趣味・娯楽」などにどのように時間を使ってバランスをとるか、考えていくことが必要となります。

◎自分らしい人生を実現するために、時間をどう使っていくのか。家族や地域、社会はそれをどう後押ししていくのか。それを社会全体で考えていききっかけとなるキャッチフレーズを募集します。



令和元年度最優秀賞 受賞作品

- 1 応募資格 どなたでも応募できます。ただし、応募作品は未発表の自作のものに限ります。
- 2 応募期間 令和2年1月20日(月)から同年2月28日(金)まで
- 3 応募方法 内閣府男女共同参画局のホームページ内の応募フォームに必要事項を入力してご応募ください。
お一人何作品でもご応募可能です！
- 4 問合せ先 内閣府男女共同参画局総務課「男女共同参画週間キャッチフレーズ募集係」

内閣府男女共同参画局HP応募フォーム

<http://www.gender.go.jp/public/week/week.html>



子どもたちにも男女共同参画を知っていただくため、ふえすた出前講座を実施しました。

11/26 男女平等教育 @井田川小学校



絵やカードを使ってのパネルシアターでは、「女の子・男の子どっちがどっち？」をテーマに、子どもたちそれぞれが思っていることを発表してもらいました。

「男女」に関わる先入観は、既に小学校低学年から身につけているといわれていますが、今回の講義が、男女平等について考えてもらえるきっかけとなりました。子どもたちは、友達の意見を聞きながら、自分の意見をしっかり言うことができました。

井田川小学校と栄小学校の1年生を対象に、男女平等教育を実施しました。（井田川小23名、栄小25名）

講師は、幼い子どもにもわかりやすい講義をされることで定評のある、四日市市男女共同参画センター登録団体“はあく”さんをお迎えし、ご講義いただきました。

12/11 男女平等教育 @栄小学校



12/9 テートDV予防教育 @創徳中学校



NPO NAAH について

アカデミック・ハラスメントをなくすネットワーク。研究・教育活動の場及びそれに関連する施設に在学、在籍、勤務する人に対して、ハラスメントのない環境を確保するための事業をおこない、もって差別の撤廃、人権擁護、男女共同参画社会の形成に寄与することを目的としています。

NPO法人「NAAH」の理事を務める川西寿美子さんを講師に、創徳中2年生約200名が、「デートDV」について講義を受けました。

『DVの被害者にも加害者にもならないために大事なことは、自分を大切にすること。自分を好きになれない人は他人を好きになれない。そして、本当に好きなら相手の嫌がることはしないし、たとえ嫌われても一人であることを怖がらなくていい。「恋愛」だけが人生ではないのだから。いろいろな経験をして、自分の人生は自分で創るのだという意識を持つことが大事である。』ということ、具体的な例を挙げながら、お話いただきました。生徒の皆さんは最後まで熱心に耳を傾けていました。

令和元年度 目指せ！起業家応援事業

鈴鹿市創業支援セミナーを開催しました

1/26(日) 13:00～16:30 ジェフリーすずかホール



市産業政策課との協働事業として、創業支援セミナーを開催しました。(参加者数26名)

講演会では、エステティシャンから英語学童保育を開業した、(株)E. Everyday 代表取締役の安井あずさ氏を講師に迎え、「独立開業して生き残る6%」に入るための秘訣についてお話を伺いました。

安井氏ご自身は、特別な準備もなく、ワーキングホリデーを利用して海外で様々な経験を積んだという、少々破天荒ともいえるご自身の経歴を紹介されながら、①非常識になる(差別化を図る)②客単価・品質を上げられるブルーオーシャンを作る(付加価値を付ける)③出来ると思いこむ(マインドセット)について、今の経営内容にも触れ、詳しくご説明いただきました。



続いてのセミナーは、これまで100名以上の起業支援を行ってきた実績をお持ちの(株)タスクール Plus 執行役員 岩田光洋氏を講師に迎え、経営者が知っておきたい基礎知識について、ご講義いただきました。

「事業の目的は利益を出すこと」という基本に則って、①お金の流れを計画すること。②補助金等の制度を活用してリスクを避けること。③売上予測のシミュレーションをすること。という3つのポイントについて、安易な起業が陥る失敗例を挙げながら、実務的なアドバイスをいただきました。



【女性のための電話相談】・・・相談無料・秘密厳守

【相談専用電話】

10:00～12:00

13:00～16:00

2月の相談日

火曜日 4日・25日

木曜日 6日・13日・20日・27日

金曜日 7日・14日・21日

直通電話

059-381-3118



じんけんフェスタ in すずか に参加しました！

1/25(土)・26日(日) 鈴鹿市文化会館

人権政策課主催の「じんけんフェスタ in すずか」において、男女共同参画社会をテーマとするパネル展示や、ジェフリーすずかが発行している機関紙・パンフレットの紹介を行いました。

フェスタ初日は、義足のプロダンサーによる講演会や、小中学生による人権作文の朗読、また2日目は、LGBTを描いた映画の上映などが行われました。

このフェスタを通じ、改めて、人権を重んじる社会の実現を目指すことの大切さを感じました。



気になるニュースをピックアップ！

性犯罪 刑法見直し要望(東京新聞 2019・11・22) から抜粋

刑法の性犯罪規定の見直し時期を来年に控え、被害当事者団体など12の団体でつくる「刑法改正市民プロジェクト」が21日、「2年前に改正された現行法でも救われない被害者が大勢いる。一刻も早く、被害実態を反映した法の見直しを検討してほしい」と法務省に要望した。

刑法は2017年、性犯罪の厳罰化などを目的に110年ぶりに改正されたが、今年3月には実の娘をレイプした父親が無罪となるなど、性暴力事件の無罪判決が相次いだ。被害者が激しく抵抗できないと加害者を罪に問えない「暴行・脅迫要件」が改正後も残ることなどが問題とされた。

改正時の「3年後の見直しを検討する」との付則に基づき、法務省は昨年からの被害者への聞き取り調査を実施しているが、見直しに必要な検討会の設置には、いまだに明言がない。

鈴鹿市男女共同参画センター

(愛称：ジェフリーすずか)

〒513-0801

三重県鈴鹿市神戸二丁目15番18号

(かんべ再開発ビル3階)

TEL059-381-3113 FAX059-381-3119

E-mail danjokyodosankaku@city.suzuka.lg.jp

ジェフリーすずか 検索

